

古賀市土地対策指導要綱の 手引き

令和2年3月

福岡県古賀市都市計画課

目 次

■ 指導要綱の適用範囲	2
■ 手続きの流れ	4
■ 公共・公益施設の整備等	7
■ 指導要綱協議申請提出書類一覧	20

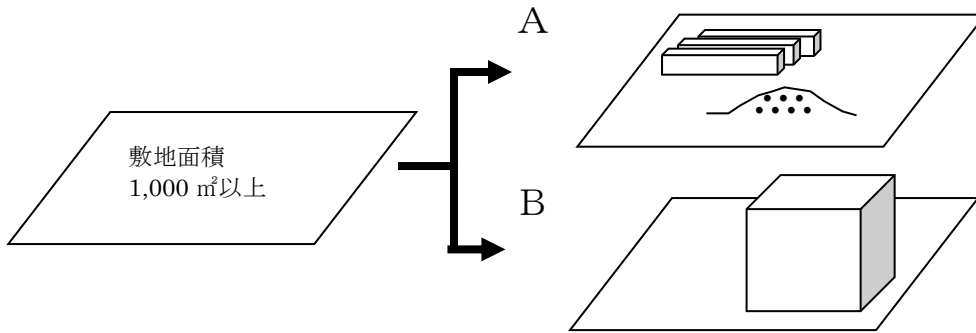




指導要綱の適用範囲



- (1) 1,000平方メートル以上の開発行為等を行う事業
 (農地への地形の変更で建築物を伴わないものは適用しない。)



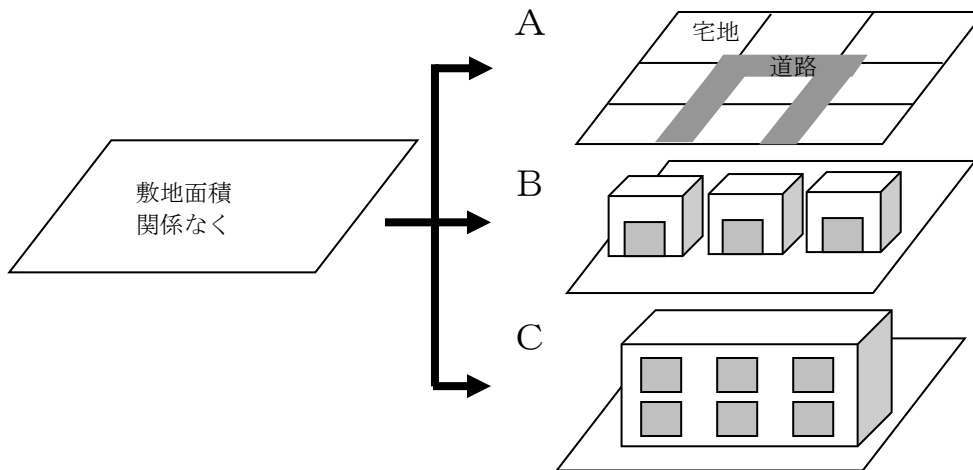
A：建築物なし（資材置場、駐車場など）

※ 通常の管理行為での樹木の伐採など、跡地利用計画のない砕石や埋立などは該当しない。

B：建築物あり

※ 自己居住用住宅のみの場合は該当しない。

- (2) 3区画以上の宅地分譲、又は3戸以上の独立した機能を持つ共同住宅、借家、店舗又は事務所等の建築を行う事業

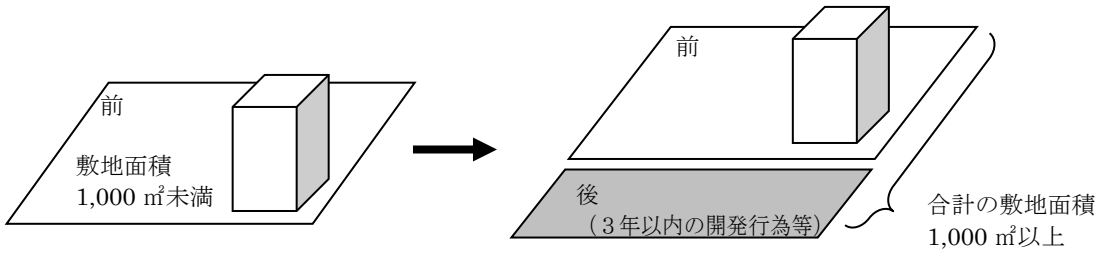


A：3区画以上の宅地分譲（1区画の面積は、原則165㎡以上）

B：3戸以上の借家・店舗等

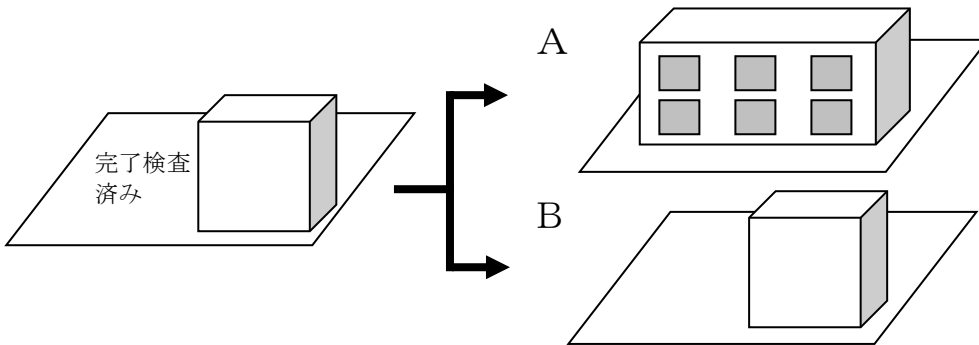
C：3戸以上の共同住宅（寄宿舍、老人ホーム等（通所のみを除く）を含む）

(3) 複数の開発行為等が一体とみなされ、前各号のいずれかに該当することとなった事業
 (後に行われる開発行為等の着手が前の開発行為等の完了から3年を超える場合は一体とはみなさない。)



※ 後の部分の面積が1,000 m²以上の場合、完了後3年を超えても(1)に該当するため指導要綱協議が必要(前の開発行為等の完了日は宅地・建物の登記等で確認)

(4) 当該要綱完了検査済み物件のうち、開発行為等の目的の変更を行う事業又は完了検査日から3年以内に敷地の拡大を行う事業



A : 目的の変更

※ 住居系から非住居系への用途の変更など

B : 敷地の拡大


※ 拡大部分の面積が1,000 m²以上の場合、完了後3年を超えても(1)に該当するため指導要綱協議が必要



手続きの流れ



【申請から協定締結までの主なスケジュール】

日	指導要綱	農地転用 (参考)
末日	① 指導要綱申請締切(毎月最終開庁日 17:00まで) ○ 申請書・関係図面等を整理の上、原本1部・写し9部の計10部を都市計画課に提出してください。 ○ 申請前に <u>行政区長</u> に事業内容を説明・協議し、「開発行為等協議報告書・意見書」を添付してください。添付がない場合は原則受付できません。	農地転用がある場合は農林振興課と事前協議をしてください。
1	② 協議会への参加日時の連絡(1~3日ごろ)	
10	③ 指導要綱協議会(10日前後) ○ 申請者または代理者が出席してください。 ○ 継続協議となったものは、個別に関係各課と協議してください。 ○ 協議終了後、 <u>協定用図面をメールにて提出</u> してください。(印刷物の提出も可) ☎☎☎提出先メールアドレス:kaihatsu@city.koga.fukuoka.jp	
30	○ 協定用図面提出から協定締結まで約1~2週間を要します。 ※規模、内容により協定締結までの期間は変動します。 ④ 協定締結▶ ○ 協定書を両者それぞれ1部ずつ保管します。	

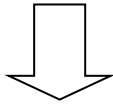
協定締結後
毎月25日締切

【協定締結後の主なスケジュール】

1. 協定書の締結後、他法に関する手続きを行います。

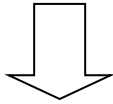
- (1) 都市計画法の諸申請（開発許可、法53条許可など）
- (2) 建築基準法の諸申請（建築確認申請など）

※農地転用が必要な場合は、農林振興課に農地転用申請をしてください。（毎月25日締切）



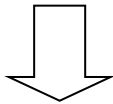
2. 関係法令等の許可後、工事に着手します。

- ・工事施工前に工事着手届を都市計画課に提出してください。
-



3. 工事完了検査を行います。

- ・工事完了時に工事完了届を都市計画課に提出後、現地で完了検査を行います。
 - ・道路・公園など公共施設の用地帰属がある場合は、工事完了検査までに分筆・地目変更・抵当権の抹消を済ませてください。
-



4. 完了検査済証を交付します。

- ・完了検査において支障のない場合は、完了検査済証を交付します。（支障のある場合は再検査後に交付）
- ・道路、公園など公共施設の用地帰属がある場合は、申請書に関係書類を添えて提出してください。

【協議先関係各課】

※ 指導要綱申請書提出前に関係各課との協議をお願いします。

協議先	連絡先	協議内容
都市計画課	☎092-942-1119 ✉kaihatsu@city.koga.fukuoka.jp	要綱全般、都市計画、建築接道、公園緑地、用地帰属、景観、屋外広告物
建設課	☎092-942-1117 ✉kensetsu@city.koga.fukuoka.jp	市道、河川、境界協議、交通安全、法定外公共物（里道・水路）
農林振興課	☎092-942-1120 ✉nousei@city.koga.fukuoka.jp	農地転用、農業用水路
上下水道課	☎092-942-1118 ✉okyakusama@city.koga.fukuoka.jp（上水） ✉gesuido@city.koga.fukuoka.jp（上水以外）	上水道、下水道、集落排水、浄化槽
環境課	☎092-942-1127 ✉shigen@city.koga.fukuoka.jp	公害防止、ごみ処理
総務課	☎092-942-1112 ✉kikikanri@city.koga.fukuoka.jp	消防水利、消防施設
文化課	☎092-940-2683 ✉bunkazai@city.koga.fukuoka.jp	文化財

■ ■ ■ 公共・公益施設の整備等 ■ ■ ■

古賀市土地対策指導要綱に定められた公共・公益施設の各整備、指導基準等を要約したものです。この他、各基準の詳細については各担当課にお尋ねください。

1. 道 路 （古賀市土地対策指導要綱第 17 条）【建設課・都市計画課】

適用基準：古賀市土地対策指導要綱による道路整備指導基準

2. 公園・緑地・広場 （古賀市土地対策指導要綱第 18 条）【都市計画課】

適用基準：古賀市開発行為に伴う公園施設整備指導指針

3. 消防施設 （古賀市土地対策指導要綱第 20 条）【総務課】

適用基準：古賀市土地対策指導要綱による消防水利施設整備指導基準

4. ごみ集積所（古賀市土地対策指導要綱第 23 条）【環境課】

適用基準：古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

5. 駐車場 （古賀市土地対策指導要綱第 25 条）【都市計画課・建設課】

適用基準：古賀市土地対策指導要綱による駐車場整備指導基準

6. 文化財の保護等（古賀市土地対策指導要綱第 28 条）【文化課】

適用基準：文化財保護法、九州地区埋蔵文化財発掘調査基準

7. 景観・屋外広告物【都市計画課】

適用基準：古賀市景観条例、古賀市屋外広告物条例

1. 道 路【建設課・都市計画課】

道路計画について

開発等区域内において新設道路を計画する場合

- ① 道路管理の観点から周辺道路との整合性や連続性を確保し、生活道路としての最低限の機能、安全性、機動性を備えた道路構造とした上で宅地等の区画割を計画すること。
- ② 緊急車両等の通行に支障が出る道路形状（袋小路等）は認めない。
* 地形等により通り抜け等が困難な場合は道路管理者と協議の上決定すること。
- ③ 原則として6 m以上幅員を確保すること。

道路の拡幅（セットバック）について

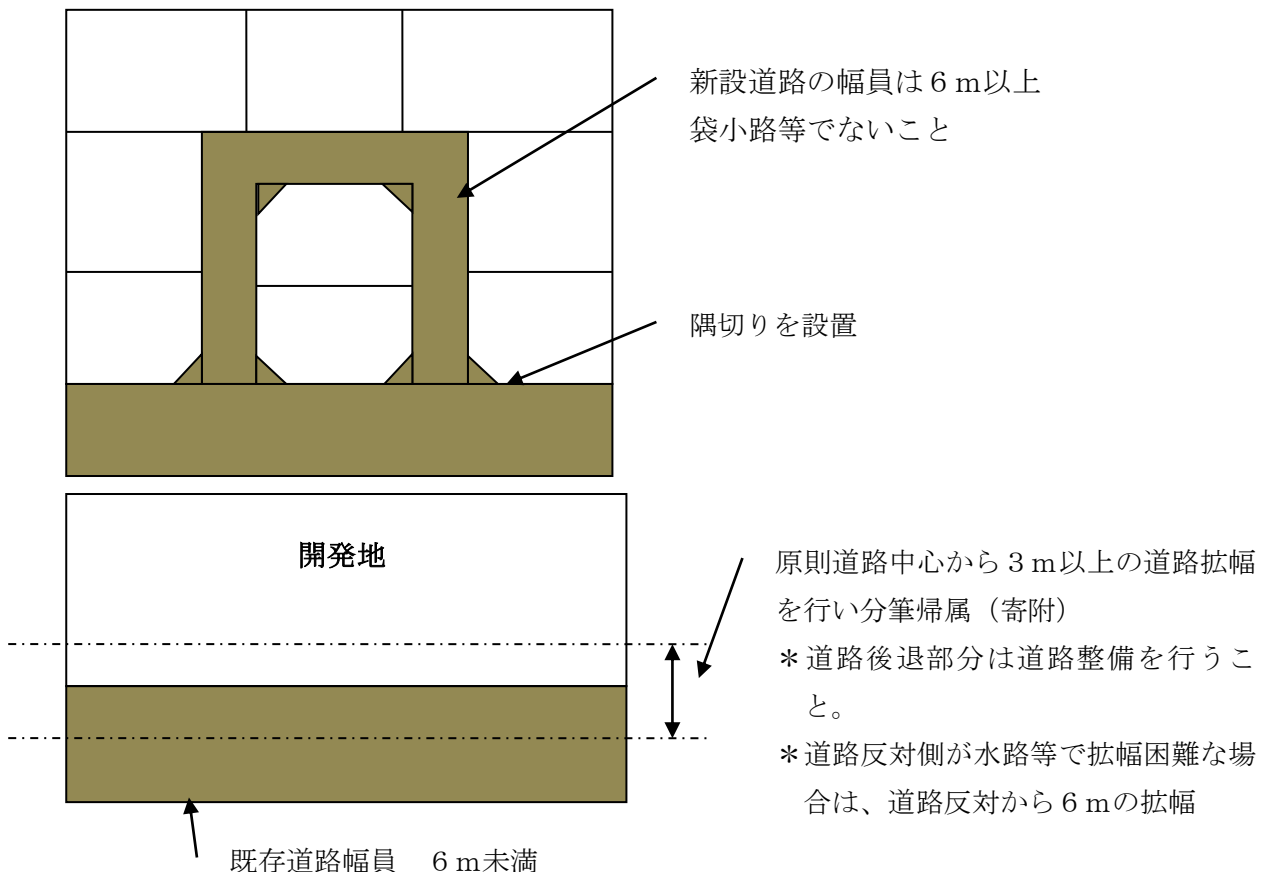
開発区域に接する既存道路の部分については、既存道路幅員が6 mに満たない場合、原則として、当該道路中心から3 m以上の道路拡幅を行い分筆帰属（寄附）すること。ただし、道路反対側の地形等により道路反対側に拡幅困難な場合は、道路反対側より6 mの道路拡幅を行い分筆帰属（寄附）すること。なお、道路拡幅幅は、既設道路及び周辺の状況等に応じて道路管理者と協議の上、決定するものとする。

隅切りの設置について

区域内の道路において、道路が平面交差又は屈折する場合は、原則として別表1のとおり隅切りを設置すること。

* 注意：都市計画法の開発許可が必要な場合、新設道路の幅員・道路拡幅幅等については福岡県発行の都市計画法に基づく開発行為等の審査基準によるものとする。

《新設道路 参考図》



別表1 道路交差隅切り表

(斜長：m)

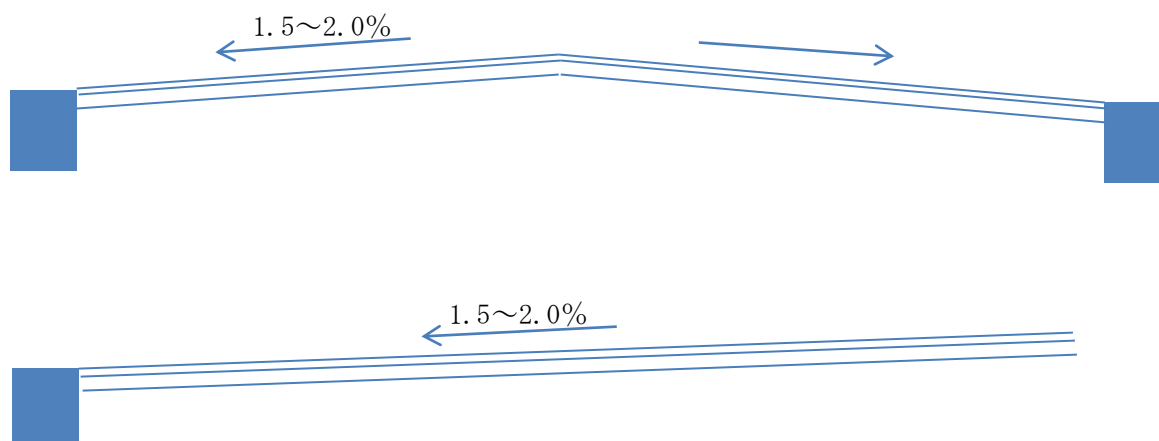
道路幅員	道路幅員	1 2 m	9 m	6 m	4 m
	交差角度				
4 m	1 2 0 度前後	3	3	3	3
	9 0 " "	3	3	3	3
	6 0 " "	3	3	3	3
6 m	1 2 0 度前後	3	3	3	3
	9 0 " "	3	3	3	3
	6 0 " "	3	3	3	3
9 m	1 2 0 度前後	4	3	3	3
	9 0 " "	5	4	3	3
	6 0 " "	5	5	3	3

道路構造について

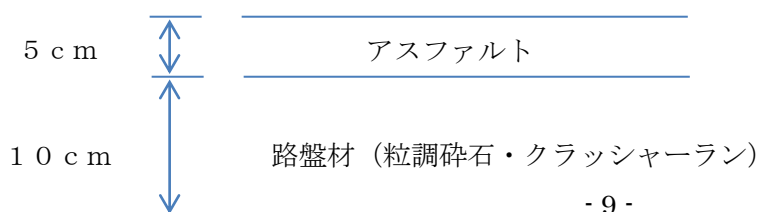
原則として道路構造令（昭和 45 年 10 月 29 日政令第 320 号）によることとし、道路管理者と十分に協議すること。

- ① **表層及び路盤** 原則としてアスファルト舗装とすること。また交通量や通行車両等を勘案し、必要に応じ路床調査（C B R 試験）を行い、路盤強度や厚さ、施工方法を決定することとする。
- ② **路面排水** 道路勾配は 1. 5 %～2. 0 %とする。
- ③ **道路側溝** 原則として両側側溝とする。ただし、地形等により困難な場合は道路管理者と協議の上片側側溝としてもよい。横断、縦断にかかわらず滑り及び騒音防止タイプで耐荷重 2 5 t 以上の蓋とすること。また、側溝管理のために 2 0 m 毎に集水枘又はグレーチング蓋を設けること。
- ④ **その他** 道路区域内に電柱その他の道路構造物以外の構造物を設置してはならない。既存道路との取付部等について、幅員等の道路形状が既存道路と異なる場合は、事故等を防止するために安全対策を講じること。

《標準横断面図》



《舗装断面図》



2. 公園・広場・緑地 【都市計画課】

配置計画及び規模について

- ① 開発区域内には、開発面積に応じて住民の休息、住居者のレクリエーション、都市環境の整備及び改善、災害時における避難等に資するための公園、緑地又は広場を適切に計画すること。
- ② 公園・広場の配置は、原則として開発区域内の中央部の位置とすること。
- ③ 公園・緑地・広場の面積の合計は、当該開発区域の面積の**3%以上**とし、それぞれ別表2に定めるところによる。

別表2

開発区域の面積	公園・緑地・広場の面積等
0. 3ha 以上5ha 未満	開発区域面積の3%以上 公園の最低面積は150㎡以上
5ha 以上20ha 未満	開発区域面積の3%以上 1,000㎡以上の公園（住居系以外のものは公園、緑地又は広場） 1箇所以上 その他の公園の最低面積は300㎡以上
20ha 以上	開発区域面積の3%以上 1,000㎡以上の公園（住居系以外のものは公園、緑地又は広場） 2箇所以上 その他の公園の最低面積は300㎡以上

*面積算定においては、公園・広場として利用できる有効面積とし、擁壁、法面、不利用地等は算入しないこと。

*住居系の開発行為等については原則、公園の設置とする。

公園・広場の敷地の形状等について

- ① 敷地の形状は、正方形、長方形等、ある程度のまとまりのある整形とし、著しい狭長、屈曲、勾配、複雑な出入りの形状でないこと。
- ② 敷地内には危険な斜面地、がけ及び崩壊、流失のおそれのある法面等、利用上障害又は危険となる地物を含んではならず、また、これらの土地に接しないこと。
*ただし、安全性が確かめられた場合はこの限りではない。
- ③ 都市公園法に基づく占用の許可がなされないような工作物、その他の物件の構成部分とみなされる土地を含まないこと。

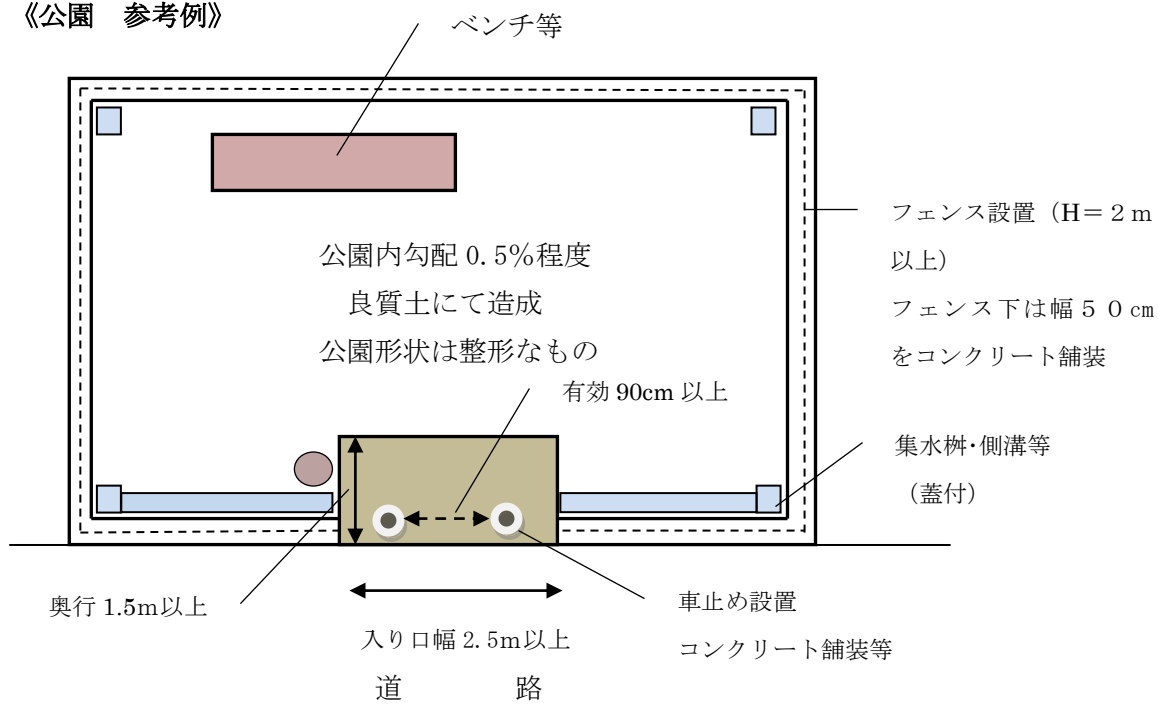
公園の施設整備について

- ① **敷地造成** 造成土はコンクリート殻、ゴミ等の混入がない良質土とすること。また原則、計画地盤高は道路より高くすること。
- ② **園路** 管理用車両の通行が予想される園路については、車両荷重に適した舗装組成とすること。また、舗装材は、雨などで滑りにくい構造とすること。
- ③ **排水施設等** 柵、管渠、側溝等の構造については、公園利用者の安全、維持管理等を考慮した計画とし、柵、側溝はコンクリート製又は鋼製の蓋を設置すること。
表層真砂の場外流出防止のため、溜め柵を適所に設置し集水すること。また、場内の表面排水勾

配は0.5%程度とすること。

- ④ **植栽** 植栽を設置する場合は、成育に必要な客土、施肥、土壌改良等を行うこと。高木、中木を設置する場合は、樹木に応じた支柱を設置すること。また、道路等周辺地及び公園内の見通しを確保し、防犯上、植栽による死角をつくらない配置とすること。なお、外柵等の施設から1.5m以上間隔を設けること。
- ⑤ **休養施設** 原則として、ベンチまたはスツールを1基以上設置すること。
1,000㎡以上の公園にはパーゴラ、シェルター等の大型休養施設を設置すること。
- ⑥ **遊具** 種類、台数は公園管理者と協議し設置すること。また、メーカーによる安全認定を受けた遊具を選定し、設置する場合は基礎（クラッシュラン・コンクリート等）によりしっかりと固定すること。また、鋼管等を基礎部分に使用する場合には、腐食防止処置を講ずること。
* 予定建築物の用途が住宅以外である場合は、設置の必要性について周辺地域の状況を考慮し協議の上決定する。
- ⑦ **給水施設** 水飲み場、手洗い場は、事前に公園管理者と協議し必要に応じ設置すること。
- ⑧ **公園灯** 位置や製品について協議の上、必要に応じて設置すること。尚、照明の点灯は、自動点滅器、タイマー併用とすること。
- ⑨ **園名板** 園名は公園管理者と協議の上、決定すること。園名板（柱）は擬木コンクリート又は石材等、劣化しにくい材質のものとすること。
- ⑩ **外柵等** 原則として、出入口を除く敷地境界周囲には融解亜鉛メッキ処理等を施した高さ2.0m以上の外柵を設置すること。自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、その他利用者の安全の確保を図るための措置を講ずること。
外柵下部及び基礎周辺には維持管理の為コンクリート等によって幅0.5m以上舗装をすること。
* 防犯上の理由、隣接地の状況、植栽の状況により外柵設けない場合は公園管理者と協議を行うこと。
- ⑪ **出入口** 都市公園移動円滑化基準に則した計画とすること。配置場所は道路に面した見通の良い場所とし、道路交差点からできるだけ離れた場所とすること。なお、面積が1,000㎡以上の公園は、二以上の出入口を設置すること。
出入口の構造は幅2.5m以上、奥行き1.5m以上を確保し、コンクリート等により舗装すること。また、舗装部は降雨により滑りにくい仕上げとすること。
可動式の車止めを設置すること（間隔は最低90cm以上を確保）。

《公園 参考例》



*遊具・植栽等については管理者と協議の上決定

3. 消防施設 【総務課】

設置が必要な開発行為等について

住宅、店舗、工場、倉庫等の建築を伴う開発行為等で**開発区域が2,000㎡以上**のもの。

* 開発区域全域が既存消防水利施設から120m以下の距離にある場合は設置の必要はない。

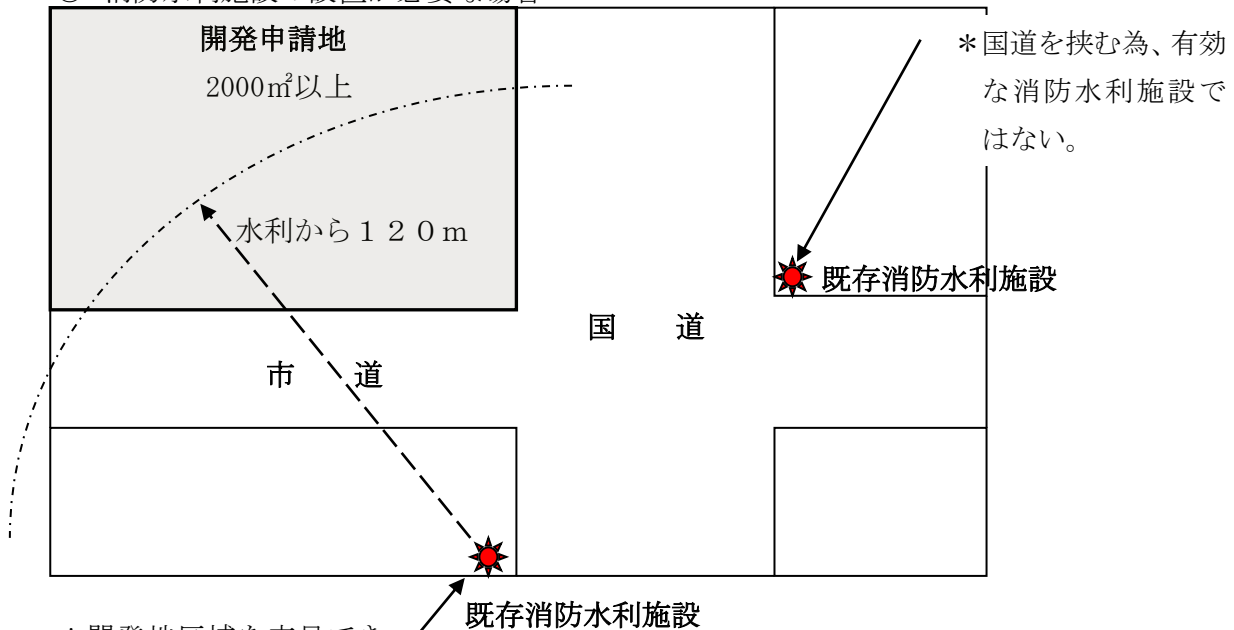
* 開発区域全域が既設消防水利施設から120m以下の距離にある場合であっても、消防水利施設と開発区域との間に国道及び鉄道を挟む場合は、当該消防水利施設を既存消防水利施設とみなさない。

設置すべき消防水利施設

消火栓または、40㎡級防火水槽の設置（帰属）

《既存消防施設の参考例》

○ 消防水利施設の設置が必要な場合



4. ごみ集積所【環境課】

設置が必要な開発行為等について

- ① 独立して住宅の用に供される部分が**4戸以上の集合住宅**（長屋、共同住宅（マンション・アパート）、寄宿舍又は下宿等）
- ② **4棟以上の分譲宅地**
*ただし、すべての宅地がごみの収集路線に接している場合、または収集車両が前進して進入し、後退することなく前進のまま転回し収集道路に合流することができる道路を設ける場合については、この限りでない。

設置場所について

次のすべての条件を満たす場所に設置すること。

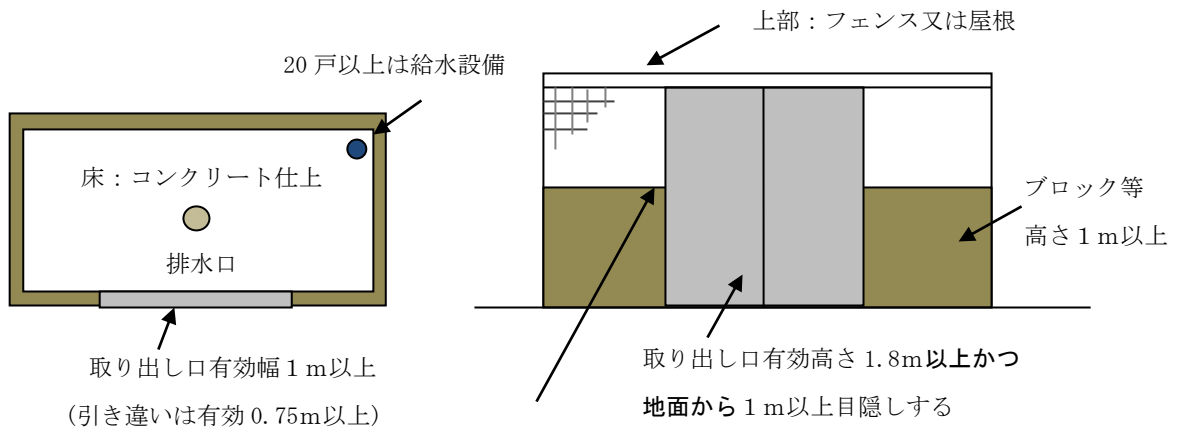
- ① 市が行う家庭系廃棄物の収集又は運搬に利用する既存の道路に面する場所、もしくは、収集車両が前進のまま取り出し口に容易に寄り付き、既存の収集道路へ後退することなく通り抜けて合流することができる場所。
- ② 収集車両が安全かつ円滑に収集できる場所。

規模及び構造について

次のすべての条件を満たす規模及び構造とすること。

- ① **有効面積** 7戸以下の場合には1.4㎡以上とし、その他の場合は、一戸増えるごとに0.2㎡ずつ加算する。
- ② **取り出し口以外の側面** コンクリートブロックその他の廃棄物による荷重に対し十分な強度を有する材質により、その周囲を囲うこと。
地上から1m以上はコンクリートブロック等により、ごみ集積所内の廃棄物が外部から見えない構造とすること。
- ③ **取り出し口** 有効幅1m以上かつ有効高さ1.8m以上とし180度の外開き戸又はシャッター等によるものとする。また、地上から1m以上は外部からごみ集積所内が見えない構造とすること。
引き違い戸を使用する場合は取り出し口の有効幅を0.75m以上かつ有効高さ1.8m以上とすること。
- ④ **上部** 屋根又はフェンス等を設置すること。
- ⑤ **床面** コンクリート仕上げとし、排水設備及び排水のための勾配を設けること。
- ⑥ **給水設備** ごみ集積所内又は付近に設けること。ただし、20戸未満については、この限りでない。
- ⑦ **その他** 犬、猫、鳥等の動物が、ごみ集積所内に侵入できない構造とすること。（扉・壁・屋根等の取り合い部分の隙間は5cm以内とすること）
ごみ集積所から廃棄物が飛散し、流出し、若しくは地下に浸透し、又は悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。

《ごみ集積所 参考例》



参考平面図

参考立面図

5. 駐車場 【都市計画課・建設課】

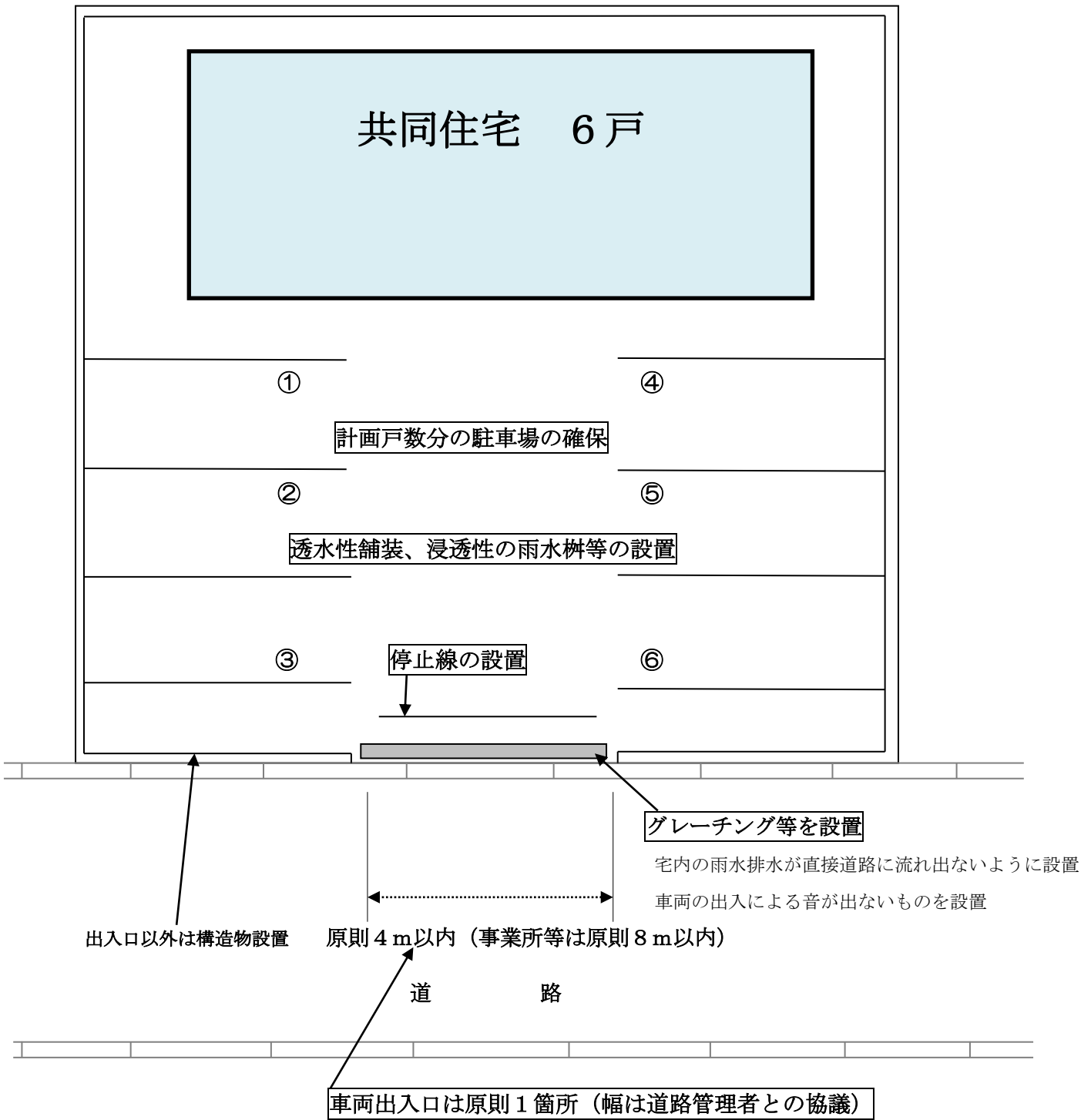
駐車場の確保について

- ① **共同住宅を建築する場合** 原則計画戸数と同数以上の自動車の駐車ができる用地を開発区域内に確保すること。
*ただし、やむを得ない事情がある場合は協議の上、開発区域外に駐車場を確保することができるものとする。
- ② **店舗等の事業所を建築する場合** 敷地面積、事業内容等を勘案した適切な規模の駐車場を確保すること。

駐車場の構造について

- ① **駐車場出入口の位置** 原則一箇所とし、それ以外の箇所は車両の出入りができないように計画し、敷地内側に停止線を明示すること。
*ただし、駐車場出入口を分離しなければならない特段の事情がある場合はこの限りではない。
*交差点付近に出入口を設ける場合は、別途、粕屋警察署と協議すること。
- ② **駐車場出入口の幅** 共同住宅は原則4 m以内、店舗等の事業所は原則8 m以内とし、道路管理者と協議すること。
- ③ **雨水対策** 駐車場出入口等から道路に直接雨水が流出しないよう対策すること(グレーチングを設置するときは、騒音及び事故の防止措置をとること)。
駐車場を整備するときは、降雨による放流先側溝等の負荷の軽減を図るため、原則として透水性舗装、浸透柵等の雨水処理対策を講じること。

《駐車場計画 参考例》



* 交差点付近等に出入口を設置する場合は警察協議が必要

6. 文化財の保護等 【文化課】

埋蔵文化財の取り扱いについて

周知の埋蔵文化財包蔵地内及びその隣接地において開発を行う場合

- ① 古賀市教育委員会の行う予備調査（確認調査）に協力すること。
- ② 確認調査の結果、埋蔵文化財が確認された場合は、文化財保全のための協議を行うこと。
- ③ 工事着手の60日前までに文化財保護法第93条第1項に基づく届出を行うこと。

文化財の有無が不明の土地において開発を行う場合

- ① 古賀市教育委員会の行う予備調査（試掘調査）に協力すること。
- ② 試掘調査の結果、埋蔵文化財が確認された場合は、文化財保全のための協議を行うこと。
- ③ 試掘調査の結果、埋蔵文化財が確認された場合は、工事着手の60日前までに文化財保護法第93条第1項に基づく届出を行うこと。

埋蔵文化財の発掘調査について

- ① 工事による掘削が埋蔵文化財に及ぶ場合は、本発掘調査を実施する。
- ② 道路その他の恒久的な工作物・建築物を設置・建築する場合は本発掘調査を実施する。
- ③ 盛土が、埋蔵文化財が確認された位置から2mを超える場合は本発掘調査を実施する。
- ④ 古道等歴史的に継承されてきた遺跡については、その景観を保存する方向で計画立案の段階から十分な協議を行うこと。
- ⑤ 史跡として将来保存活用が考えられる重要な遺跡については、本発掘調査を含む十分な保存措置を講じること。

*周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発の場合、指導要綱協議申請提出書類に挙げられている書類の他、下記の図面を提出すること。

- ① 造成計画の内容のわかる平面図（切土・盛土の範囲を図示した図面であり、かつ現況の高さと計画地盤の高さとが対照できる図面）
- ② 建物及び工作物配置図（建物・工作物等の建築・築造計画がある場合）
- ③ 建物・工作物の基礎構造がわかる平面図（基礎伏図等）
- ④ 建物・工作物の基礎構造がわかる断面図等（矩形図・基礎断面図等）

7. 景観・屋外広告物 【都市計画課】

景観について

建築物、工作物、開発行為等に関する景観については、古賀市景観計画に基づく景観形成基準によるものとする。

なお、下記の行為に該当する場合は、古賀市景観条例に基づく届出を行為の着手予定日の30日以上前に行うこと。

行為の種類		行為の規模	
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (法第16条第1項第1号)	高さが1.2mを超えるもの、又は延べ面積が500㎡(主要幹線道路沿線にあつては200㎡)を超えるもの	
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (法第16条第1項第2号)	塔状工作物	高さ(建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さ)が1.5mを超えるもの ※電柱を除く
		壁状工作物	高さが2mを超えるもの
		横断工作物	水門、堰：幅2mを超えるもの 上記以外：高さが5mを超え、かつ、延長が50mを超えるもの
		その他工作物	高さが1.5mを超えるもの、又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
開発行為	主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で行う土地区画形質の変更(法第16条第1項第3号)	開発区域面積が1,000㎡を超えるもの	
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (法第16条第1項第4号)	当該行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの ※採石法による岩石の採取計画の認可にあたり、福岡県に岩石採取場の採取跡地の整備に係る計画書を提出している場合を除く	
	業として行う屋外における廃棄物、再生资源又は再生部品の堆積 (法第16条第1項第4号)	全ての規模	

屋外広告物について

開発地内に屋外広告物を表示する場合は、古賀市屋外広告物条例に規定する許可基準によるものとする。(別途許可申請が必要)

■ ■ ■ 指導要綱協議申請提出書類一覧 ■ ■ ■

提出書類は一覧表の順番に並べて提出してください。

区分欄の「○」は必ず提出が必要なもの、「△」は該当する場合提出が必要なものです。

提出書類		明記する事項	区分	備考
1	土地対策指導要綱協議申請書 (様式第1号)		○	
2	位置図 (縮尺 2,500 分の 1 以上)	① 開発地域 (朱書き)	○	
3	公図	① 隣地の地目と所有者	○	発行から 3 月以内 (写し可)
4	土地の登記事項証明書		○	発行から 3 月以内 (写し可)
5	求積図 (縮尺 500 分の 1 以上)	① 開発区域の全面積 ② 道路・水路・公園等の公共施設の面積	○	
6	現況平面図 (縮尺 1,000 分の 1 以上)	① 開発区域の境界 ② 道路・河川・水路の幅員 ③ 開発区域内及びその周辺の公共施設の位置及び形状	○	
7	計画平面図 (縮尺 1,000 分の 1 以上)	① 開発区域の境界 ② 道路の位置、形状、幅員、勾配 ③ 道路の中心線及び計画高 ④ 道路面、路盤の材料、品質、形状及び寸法 (セットバックが発生する場合はその面積) ⑤ 道路側溝及び埋設管等の位置、形状及び寸法 ⑥ 敷地の形状及び計画高 ⑦ 出入口の位置及び幅 ⑧ 予定建築物の敷地の形状、面積 ⑨ 予定建築物の用途 ⑩ 排水施設の位置、種類、形状、管径、水の流れの方向 ⑪ 給水施設の位置、種類、形状、口径、取水方法 ⑫ 外構の位置、種類、形状 ⑬ 縦横断線の位置及び記号	○	計画図を分けてもよい。

提出書類		明記する事項	区分	備考
8	縦横断図（縮尺 1,000 分の 1 以上）	① 縦横断面線記号 ② 区域境界位置 ③ 基準線（DL） ④ 現地路面及び計画地盤面 ⑤ 切土・盛土・表土復元の色別 ⑥ がけ・擁壁・道路の位置、形状 ⑦ 構造物の位置、形状、勾配及び保護の方法 ⑧ 法面の位置、形状、勾配及び保護の方法	○	
9	構造図（縮尺 50 分の 1 以上）	① 公共施設、擁壁、ごみ集積所等の寸法、材料	△	公共施設等を設置する場合
10	立面図（縮尺 500 分の 1 以上）	① 建物の高さ	△	建築物がある場合
11	開発行為等協議報告書・意見書（様式第 3 号）	① 行政区からの意見の有無 ② 行政区長の記名及び印 ※ 行政区長の印が押印された図面を添付すること	○	
12	権利者の施行同意書（様式第 2 号）	① 所有者等の印鑑登録印を押印	△	申請者以外に所有権、抵当権等がある場合
13	同意者の印鑑登録証明書		△	申請者以外に所有権、抵当権等がある場合 発行から 3 月以内（写し不可）
14	地元説明会報告書（任意様式）	① 開催日時、説明事項、住民からの質問・要望、事業主の応答・対応等	△	資材置場の設置、中高層建築物又はワンルーム共同住宅を建築する場合
15	ワンルーム建築物の管理に関する報告書（様式第 5 号）	※ 管理規約（任意様式）を添付すること	△	ワンルームの共同住宅を建築する場合
16	その他市長が必要と認める図書		△	